

公共施設の駐車場等有効活用を目的とする 移動販売車等の出店募集要項

1 目的

公共施設の有効活用の一環として、市役所敷地内の余剰スペースを活用した移動販売車等（以下、「キッチンカー等」）の出店を許可し、地域の賑わいや事業者の販売機会の創出を図る。

2 概要

(1) 場所

裾野市佐野 1059 番地

裾野市役所敷地内駐車場一部（別紙配置図参照）

※ 車両の設備（扉を広げる場合等の作業スペースも含む。）だけでなく、看板、のぼり等の設置位置も使用面積に含める。

※ 職員数：約 300 人

※ 来庁者数：約 250～300 人／日

(2) 出店形態

キッチンカー等により、ランチを含めた飲食物を販売する。

1 日に出店可能な事業者数は、最大 1 者までとする。

主としてランチを提供する事業者 1 者

(3) 事業実施期間

事業開始日～令和 9 年 3 月 31 日

(4) 出店可能日

募集期間のうち、次の(ア)から(エ)までの日を除き、本市が決定した日時において出店することができる。

(ア)土、日及び祝日

(イ)公用又は公共用に供する日

(ウ)来庁者の車両が多く駐車することが見込まれる日

(エ)その他の状況に鑑み、駐車場での出店が適切でないと市長が判断する日

(5) 出店可能時間

(ア)10 時 00 分から 16 時 00 分まで（準備、片付け、退出等の時間を含む。）

(イ)上記のうち、12 時 00 分から 13 時 00 分までの時間帯は、必ず出店すること。

(6) 使用料

「行政財産の目的外使用に関する条例」、「裾野市公有財産管理規則」及び「裾野市庁舎管理規則」に基づき、1 台につき 1 日 1,000 円とする。

(7) その他の経費

出店に要する費用は、事業者の負担とする。

3 応募資格

- (1) キッチンカー等の営業等に関して、裾野市内で有効な許可等を有していること。
- (2) ランチを販売すること。
- (3) 申請時点において、本市に納付すべき市税等の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団、指定暴力団等（それに類似する組織を含む。）及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

※ 上記に該当していないかどうかについては、必要に応じて裾野警察署へ照会を行う。

- (4) PL 保険（生産物賠償責任保険）又はそれに準ずる保険に加入していること。
- (5) 破産手続開始の決定を受けている場合は、復権を得ていること。
- (6) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていないこと。
- (8) キッチンカー等の営業等に関して、過去に取消処分を受けていないこと又は取消処分を受けたが当該処分に至った事由が改善されていること。

4 許可条件

- (1) 発電機や火気を使用する場合は、消防署等関係機関の指導に従い、消火器の設置等必要な措置を講じること。
- (2) 出店場所が駐車場であることに留意し、次のとおり安全管理を徹底すること。
 - (ア) 自然発車を防止するに足りる性能を有する輪留めを用意し、駐車するときに適切に取り付けること。
 - (イ) 車両を動かす際には、前後左右を確認する又は近くの方（隣接出店者含む。）への声掛けを行うなど、安全運転を徹底すること。
 - (ウ) 車両の駐車及び看板等動産の設置に当たって、来庁者や通行人等に影響がないよう、安全管理を徹底すること。
 - (エ) 混雑時等、敷地内の動線及び安全を確保すること。
- (3) 衛生面等について、次のとおり安全管理を徹底すること。
 - (ア) 出店者は食品衛生責任者等の資格を有する者とし、出店の際は、原則として資格保有者が現場に常駐すること。
 - (イ) 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- (4) 庁舎管理者から指示があった場合、それに従うこと。
- (5) 出店、食品及び販売行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。
- (6) 市アンケートに回答すること。
- (7) 本要項に定めるほか、関係法令を遵守し、市長の指示に従うこと。

5 使用制限

- (1) 来庁者、通行人及び近隣住民等に影響を与える行為、敷地内を歩きながらの販売、チラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み並びに大音量での音楽の再生等は、禁止とする。
- (2) 各店舗でゴミ箱を設置し、出店で発生したごみは全て持ち帰ることとし、庁舎内のゴミ箱及び敷地内への投棄は禁止とする。
- (3) 庁舎（敷地内設備を含む。）の電源及び給排水設備は使用不可とする。
- (4) 敷地内は全面禁煙とする（加熱式たばこを含む。）。
- (5) 飲食用のスペースは、本庁舎地下1階多目的ルーム、及び小柄沢緑地とする。
- (6) 許可区画以外の使用、駐車等は禁止とする。ただし、作業等のため一時停車が必要な場合は、事前に連絡の上、市が指定する場所を使用することができる。
- (7) 酒類及び市長が不適切と認めるものの販売は禁止とする。

6 許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、許可を取消すことがある。なお、許可の取消しにより、出店者に損失が生じても、補償しない。

- (1) 許可物件を市において公用又は公共用に供する必要があるとき。
- (2) 使用者が条件に違反したとき又は要項に記載する内容に違反していると判明したとき。
- (3) 許可物件を第三者に使用させ、又は転貸したとき。
- (4) 使用料について、指定された納入期限までに納入が確認できないとき。

7 手続

(1) 申込み

- (ア) 出店を希望する場合は、市が定めた申込期間内に必要書類を提出すること（提出書類(ア)から(カ)まで）。
- (イ) 事前に出店スペースの確認を希望する場合は、現地確認が可能である。ただし、詳細を確認する場合は事前に連絡すること。

(2) 提出書類

- (ア) 行政財産使用許可申請書
- (イ) 利用計画書兼誓約書
- (ウ) キッチンカー等の営業等に関する許可書等の写し
- (エ) 食品衛生責任者証又はそれに代わる資格証明書の写し
- (オ) PL 保険（生産物賠償責任保険）等証書の写し
- (カ) 出店状態が分かる写真
- (キ) 主なメニュー、価格が記載されたパンフレットや資料

(3) 提出先

- (ア) 宛先 〒410-1192 裾野市佐野 1059 番地 裾野市公共施設経営課

(イ)電話番号 055-995-1808

(ウ)メール keiei@city.susono.shizuoka.jp

(4) 提出方法

(ア)メール、窓口への持参又は郵送にて期限までに提出すること。なお、メールの場合は、送信後電話にて受信の確認を行うこと。

(イ)窓口での受理は、9時00分から17時00分までとする。土日祝を除く

(ウ)提出された書類は返却しないものとし、必要に応じて訂正や追加提出を依頼することがある。

(エ)2回目以降の申込みの場合は、(2)提出書類(ウ)から(キ)までの書類の提出は省略可とする。ただし、(ウ)から(キ)までの書類に変更が生じた場合は、最新の書類を提出すること。

8 日程等の調整

希望日が複数事業者で重複した場合は、下記の基準で日程等の調整を行う。

(1) 下記に該当する場合は、優先的に調整する。

個人事業主の場合は、裾野市内に店舗を構えていること又は裾野市在住であること。法人の場合は、代表者が裾野市在住であること又は主たる営業所の所在地が裾野市内であること。

(2) 上記以外は、原則申込順に調整する。

9 その他注意事項

(1) 出店スケジュール、出店者情報は、本市のホームページ等にて公開する。

(2) 災害等、やむを得ない事情により、急速出店中止の指示をすることがある。この場合、準備等に要した費用は事業者負担となり、本市からの補償は一切行わない。

10 問合せ先

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

裾野市公共施設経営課

電話番号 055-995-1808

メール keiei@city.susono.shizuoka.jp

